# 個人情報保護委員会（第372回）議事概要

１　日　時：令和８年10月14日（水）13:00～
２　場　所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
小笠原委員、宍戸委員、新保委員、藤井委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
松谷総務課長、香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、
安蒜参事官
４　議事の概要
（１）議題１：個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則の整備に向けた基本的な考え方（案）について③（不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

新保委員から「以下、順に意見を述べさせていただきたいと思う。

まず、一つ目の「連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止」の、現在示されている情報以外に、特定の個人に対する連絡等が可能となる記述等として規定すべきものがほかにあるかという論点について、現時点で想定される個人関連情報は、第１号から第４号までの法定の記述と、柱書きの括弧書きの解釈によって、いずれも法律が定める定義に含まれると考えられるのではないかと思う。

なお、境界に位置するもの、例えば、本人が所在し、又は所在していた場所に当たり得るかということについて、例えば、郵便私書箱、郵便局留め、ネット上の識別子、例えばＤＩＤという分散型の識別子や、さらには暗号資産のウォレットアドレス等、本人に連絡可能な状態にある情報があるが、まずは定義の解釈をガイドライン等において明確にすることで問題はないと考える。

ガイドライン、Ｑ＆Ａ等においては、具体的に様々な情報が連絡可能な情報として今後増えていくことも想定されるので、そういった情報を例示することも必要であると考えられるが、委員会規則で今回先回りして特段定める必要はないのではないかと思う。

したがって、今回の第５号の規則については、将来、現時点では想定できない技術の進歩に伴って、特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる新たな記述等が出現した場合で、さらに境界事例が解釈上定義に含まれないと整理された場合に、委員会規則で定めることとすれば足りるのではないかと思う。そのためには、委員会は、技術動向と連絡可能個人関連情報等の悪用の実態を継続的に把握することが重要であると思う。

つづいて、二つ目の「オプトアウト制度の強化」について、オプトアウト制度に基づく提供時の確認・記録義務関係に関して２点意見を述べさせていただく。

１点目は、昨今の不正アクセスに起因する大規模漏えいへの対応としての、今回の規律の位置付けについての確認と意見である。

現在、不正アクセスの頻発によって、個人情報の大規模漏えいが相次いでいるが、今般のオプトアウト制度に係る確認・記録義務の整備は、漏えい後のデータの流通を遮断し、追跡する規律として活用できるのではないかと考えられる。

というのも、従来の漏えい対応は、安全管理措置、それから他の法令としては不正アクセス禁止法などによる発生の防止と、それから個人情報保護法では第 26 条の検知・報告、それから漏えい事案に対する対応を主たる規律としていたわけであるが、今回の規律の意義としては、漏えい後のデータが収益化されて流通する過程を追跡・遮断する規律への拡張という位置付けが考えられる。

具体的には、委員会が今後どのように本規律の趣旨を伝えていくかということにも関わってくるかと思うが、不正アクセスの相当部分は、窃取したデータの名簿化、転売による収益化を動機とするところである。

そして、提供を受ける際の規律である論点５と６は、窃取されたデータがオプトアウト届出事業者という流通網に入る入口を、それから提供時の規律である論点１から４までは、名簿が犯罪者グループ等に渡る出口を、それぞれ塞ぐことができる手段として活用できる。

確認義務は、不正に入手されたデータを資金化する費用を引き上げ、記録義務はトレーサビリティとして課徴金の対価の認定・推計に資するものである。例えば第 148 条の４では、取引の相手方から入手した資料を利用できる旨が規定されているので、そうすると、課徴金の対価の認定・推計、さらには捜査の端緒を支える資料となると思う。

過去の例として、例えば古物営業法の確認・帳簿義務が挙げられるが、これは盗品の流通を需要側から抑止するという形で対応してきた。今回の規律についても、これと同型で、収益化の経路を細らせることによって、間接的な抑止になるのではないかと考える。

もっとも、本規律の名宛人はあくまで攻撃者ではなく周辺の適法な事業者であるので、例えばダークウェブにおける直接の取引や、名簿の転売を経ないランサムウェア型の収益化には、残念ながら全く及ばないと考えられるが、いかんせん、昨今、不正アクセスによる大規模漏えいが頻発している状況で、今回の法改正によってこの状況は今後終息することはなかなか期待できないので、そういった観点からは、本規律を活用する一つの手立てを考えてはどうかと思う。今後の委員会からの周知として、漏えい対策の説明

において、発生の防止、これはまず安全管理措置等を実施するということでこれまでも行っているところであるが、さらに、第 26 条の検知と報告の義務、これによって報告を受け、今後の対応について説明をする際にも、周知をしていただくということである。

さらに、本規律の適用ということでの、流通の遮断と流通した情報による二次被害の防止、これは、今回、連絡可能個人関連情報を新たに定めており、不適正利用、不正取得の禁止によって、流通した情報による二次被害の防止を図るということである。今回の法改正は、図らずも、こういった大規模漏えいにおいても、このような形の間接的な対応ができる手続を定めているということが見て取れるので、こういった多層的な役割分担の中で、本規律を生かしていただきたいと思う。

つぎに２点目、これも同じく犯罪等において利用される名簿に関するもので、確認義務における提供先の確認方法、第 27 条第７項に係る部分の意見だが、確認義務の趣旨は、個人データが悪質な名簿屋等に提供されて、犯罪者グループ等に利用されることを防止することが最も重要なものである。

ところが、それを実際に達成するに当たって、申告のみによる身元確認では、虚偽の申告を排除できない。今回の法律では、第 27 条第８項の虚偽申告の禁止を過料の対象にしているわけだが、その実効性の確保の観点からは、規則で定める方法について、より厳格な対応が必要ではないかという意見を述べる。

この点については４点述べる。

１点目は、必須事項にしてもよいのではないかという点として、犯罪収益移転防止法との関係であるが、なりすまし耐性が低い手法による手続は、そもそも採用すべきではなく、認めないという方向を示すべきではないかということである。つまり、具体的には、例えば顔写真のない書類１点のみによる確認等は、犯収法の観点からも本人確認として不十分とされているため、今回の確認義務についても、犯収法レベルにするかどうかは別として、そういったなりすましのおそれが高い、なりすまし耐性が低い手法は含まないこととすべきではないかと考える。

２点目は、今後、本人確認はアプリなどオンラインで行われる機会が多いと思う。例えば、フェイスパスなどパスキーを使うといったような手法も最近は導入されている一方で、例えば、オンラインで完結する確認手法についてはマイナンバーカードの公的個人認証サービスによる電子署名の検証、法人については商業登記電子証明書の検証等、こういったことについても、規則において明示することも含めて検討するべきではないかと思う。

３点目は、法人について、今回、資料では登記事項証明書等を確認するとしており、名義の実在性は確かに登記事項証明書等で確認できるが、いわゆるペーパーカンパニー、それから悪徳な事業者による名義借りによる潜脱

というものが、やはり想定される。今回この本人確認については、本人の確認をするという手続を定めた上での法人についての確認手続となっているため、実際に取引を行う担当者の本人確認手続と併せて、法人の実在証明を確認すべきと考える。

最後に４点目、今回の手続で確認できないものとして利用目的がある。利用目的については公的な証明書等が存在しない以上、申告による方法によらざるを得ない。しかし、申告された利用目的が違法な利用を疑わせる場合には提供を控えるべきということを、ガイドラインなどにも明示して、第 19 条の不適正利用の禁止との関係を明確にすべきではないかと思う。

なお、既に現行ガイドラインでも、第三者提供について不適正利用が想定される場合が明示されているので、その観点から、この部分について追記をするなど御検討いただきたいと思う」旨の発言があった。

清水委員から「４点意見を申し述べたいと思う。

まず、「オプトアウト制度の強化」の論点７について、オプトアウト事業における本人への通知等の具体的な方法を届出事項とする案に賛同する。

本人が、自らの個人情報が名簿屋によって提供されていること自体を認識していないケースが多いと考えられる。実際、参考資料に掲げるオプトアウト届出事業者に係る調査結果でも、必ずしも本人が閲覧することが合理的に予測されない態様での公表にとどまっている例も見られる。

したがって、本人の権利行使の可能性を確保するとともに、委員会による実効的な監督を可能とするため、本人に通知したのかどうか、本人が容易に知り得る状態に置いた場合はその具体的方法を届出事項とすることは適切であると考える。

つぎに、「課徴金の導入」の論点４について２点意見がある。

まず１点目、対価が幾らであるか認定できない場合だが、法律の第 148 条の４によると、違反者が報告又は資料の提出要求に応じなかった場合を指しており、違反者が協力的ではないことを意味していると考える。このような場合、資料等を提出しない方が得策と受け止められないことが必要だと考える。これは運用レベルの話にはなるが、合理的に推計される額に幅がある場合は、そのうち最高額を課すべきと考えている。

２点目、同じく具体的な推計方法について、当該取引の単価が不明の場合、法文上規定されているように、同業他社あるいはそれと取引をした者、これはつまり他のオプトアウト届出事業者あるいはそれから購入した事業者を指していると考えられるが、これらの当該期間の取引実績から推計した単価ということも考えられるが、それに加え、違反事業者の当該期間の他の取引実績であるとか、あるいは、違反事業者の近接する期間の取引実績というのも考えられると思うので、御検討いただければと考える。

最後に、施行準備全般に関して、事務局へのお願いである。

ステークホルダーは、改正法に対してそれぞれの立場で不安を持っておられると思うので、これまでと同様、あるいは、これまで以上に、丁寧に意見聴取等を行っていただきたいと思っている。

特に消費者側は、昨今の大量の個人情報の漏えい事案が相次ぐ中、統計特例に関し、不安が募っているものと推察する。ＩＴ技術に関する知見は、通常、事業者側に偏在すると考えられるので、仮に消費者側の意見や提案に技術的な裏付けがない場合であっても、その方々の不安に寄り添っていただき、一緒に解決策を考えていただきたいと思う。それが当委員会の役割だと思う。是非よろしく御対応をお願いしたい」旨の発言があった。

藤井委員から「「課徴金の導入」の論点３、例えば事例５について、１万人の中の 30 人だけが申し立てて、150 万円受け取ったから 150 万円というのは、客観的にはなんとなく正しいように見えるが、これは元々、インターネット上に公開していることそのものが違反である。たまたま利益 150 万円を得ていて、残りの人からは利益は得ていないとはいえ、この残りの人から別の事業者が利益を得る可能性もあるので、この算定方法をもう少し幅広く考えることができないのか」という旨の発言があった。

これに対し、田中企画官から「法律上、直接的に得られた対価についての課徴金を課すという仕組みになっており、ある程度限界があるが、当然違法行為については別途事務局で監視・監督を行っていくため、そうした形で手当てしていくことが重要だと思っている」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

以上